

「御用」請負人と近世社会

岩城卓二

はじめに

- 一 大森代官所の中間支配機構
- 二 郷宿の成立と機能
- 三 郷宿の経営
- 四 中間支配機構における郷宿の位置付け
おわりに

論文要旨

近年、筆者は近世農民支配は武士、農民、「御用」請負人の三者によって成り立っていたという立場から、請負人が必要とする近世国家と社会の性格について論じてきたが、いまだ課題は山積している。そこで本稿では請負人の経営実態と請負人の位置付けをめぐる武士、農民、請負人三者の関係を明らかにすることによって、請負人の具体像を豊かにすることを目指した。検討の素材にしたのは幕領石見国大森代官所で活躍した郷宿である。

第一章では代官所中間支配機構に介在した郡中惣代、惣代庄屋の役割を概観し、第二章では幕領支配に「御用」の請負人が登場する時期と請負人の役割を整理したが、本稿の検討の中心は続く第三章以下である。

請負人の研究は史的制約のため機能論が中心であり、その家業の内容についてはほとんど論じられていない。第三章ではその研究上の課題に取り組むため、郷宿の収入の内訳と利用状況を検討し、その収入が賄い代、利銀、人足賃

によって成り立っていたこと、私的な「御用」の利用が多かったことを明らかにした。この検討をふまえ、請負人が宿である必要があったこと、請負人が私的な利害関係に左右されやすかったことなどを論じた。

第四章では、請負人は「御用」に関わる下級官吏と考える武士、請負人は雇用人であるという農民、意識的には下級官吏 \parallel 治者と自己認識しながら、実際の行動は農民の雇用人として振る舞わざるをえない郷宿、それぞれの立場を明らかにした。そして武士と農民の立場の違いは「御用」自体の認識の違いであり、その志向する国家や公共性は異なることを論じた。

おわりにでは、近世社会における公職の担い手に対する認識、「御用」請負人の登場によって成立していった地域社会や公共性が、明治国家の地方自治制改革の課題と密接に関わっているのではないかとという展望を示した。

はじめに

近世の農民支配は領主権力である武士の支配機構が脆弱であったため、村請制を採用し、支配の実際の多くを村に依存していた。この村請制は近世農民支配を特質付けるものであるが、村は年貢だけでなく武士が実施する行政・裁判も請けていた。武士が実施する行政・裁判は史料上「御用」という言葉で表現されるが、⁽¹⁾村請制は年貢村請とともに「御用」村請の観点からも評価される必要がある。⁽²⁾そして「御用」村請という武士の実施する行政・裁判に対する村の対応と実現の仕組みを明らかにすることが、袋小路に陥ってきた感が否めない村落自治論、それを基盤にした地域社会論を批判的に継承・発展させるうえでこのひとつの課題であると考える。

八〇年代隆盛を極めた村落自治論を主導した水本邦彦は、近世の村(農民)は領主権力の介入を許さない自律的機能を確保しつつも、そこで覆いきれぬ部分を国家に依存し、要求するという点、国家の側もそうした村の自律的機能に依拠することによってのみ安定的統治が可能になるという点で、これを相互依存の構造と評した。⁽³⁾この水本の見解はその後の多くの研究に影響を与えることになり、様々な村の自律的機能の発見をはじめ、中後期に成立する村連合、畿内の郡中議定も村の自律的機能を基盤にした非領主身分を直接の担い手とする政治社会領域の拡大と評され、そこに日本の近代化への道程をみようとするとする見解にまで発展し

ていった。⁽⁴⁾この相互依存の構造という水本の見解は近世の国家と農民の関係を端的に言い表わしているが、それが自律的機能の評価という側面だけで受け入れられ、村(農民)が国家に依存し、要求するというもうひとつの側面についてはほとんど検討されてこなかった。村(農民)の自律的機能だけを評価することは一面的であるし、村(農民)が自律的機能では覆いきれぬ部分を国家に依存し、要求するという側面は中後期の近世社会を考えるうえで避けて通れない。⁽⁵⁾武士が実施する「御用」を村が請け、これが如何に実現されていたのかを明らかにすることは村のもつこの側面を考える有効な素材になるし、自律的機能からではみえてこない地域社会像を描きだすことにもなる。

さて「御用」村請については中間支配機構の成果、とりわけ久留島浩の仕事から学ぶべき点が多い。⁽⁶⁾中間支配機構とは支配を成り立たせるため領主権力と村の間に置かれた大庄屋、郡中惣代、惣代庄屋などを指す。この中間支配機構は私領でもみられたが、とりわけ幕領でひろく活用されており、十八世紀以降の幕領では代官―郡中惣代―惣代庄屋―村役人という支配系統が形成されていた。この中間支配機構の研究を大きく進展させた久留島は幕領の郡中惣代・惣代庄屋が廻状の作成、村々への触の伝達、御用人足差配、代官所の実施する各種調査への関与など「御用」代行者として代官所行財政の実質的肩代わりを行い、彼らの上意下達機能がなければ幕領支配は不可能であったこと、郡中や組合村が「御用」を請けていたことを明らかにした。そして郡中・組合村は「御用」を代行・遂行しているという点で、地域社会において公共的性格を獲得して

いたと評価した。これら久留島の仕事は「御用」は武士だけでなく、郡中惣代、惣代庄屋をはじめとする中間支配機構が関わるることによってしか実現しなかったこと、「御用」が武士の側からの一方的な展開ではなく、農民も積極的に関わりながら「御用」が実現していたこと、さらに「御用」の村請の観点から地域社会を展望した点で高く評価されるし、農民が国家に依存し、要求するという側面を正当に位置付けていくうえでも極めて有効な論点を提供している。またこれらの仕事は幕藩制国家における公共性の在り方や近世国家史全体にも関わる重大な問題提起を含んでいると考える。

ところが中間支配機構は大庄屋、郡中惣代、惣代庄屋だけで完結していたわけではない。用達、用聞、郷宿、公事宿と呼ばれる金銭で「御用」を請負う人々が存在し、中間支配機構に深く介在していたのである。⁽⁷⁾大庄屋、郡中惣代、惣代庄屋には就任に際して村の承認を前提とし、農民身分のままで村の惣代としての側面を強く有しながら「御用」を勤める者と、一時的に農民身分を離れ、領主の公認と反対給付を前提に「御用」を中心に勤める者がいるが、前者が村の拡大・発展、後者が武士論理の一時的な拡大と理解できる。しかし用達、用聞、郷宿、公事宿たちは武士でもなく、農民でもない町人であり、「御用」の請負いという仕事に対して金銭を受取り、それを家業としているという点で、大庄屋、郡中惣代、惣代庄屋とは明らかに異質な存在であった。これら「御用」請負人の役割については従来の研究史が全く見落としてきたが、たとえば用達や用聞は大坂町奉行所の「支配国」内における支配実現に深く関与

し、彼らの存在と役割がなければ町奉行所支配は実現できなかったことが明らかにされている。ことは幕領でも言え、請負人は幕領支配実現に深く関わっていた。近世社会において公共的に展開される「御用」を金銭で請負う人々が存在し、その存在によって「御用」が実現されていたことは、基本的に武士と農民だけで考えてきた近世農民支配研究に新しい地平を開拓するし、中間層論の見直しや近世における公共性の在り方を考える手がかりにもなる。

近年ようやく「御用」を代行するという観点から用達、用聞、公事宿などについての本格的な検討が行われるようになった。⁽⁸⁾私もささやかながら大坂町奉行所の用達、上方八カ国幕領の用達を素材に「御用」請負人の性格付けを行ったが、実証的に不十分な点を感じながら、この問題を単なる興味深い事例に終わらせないため、かなり性急に近世国家・社会全体のなかでの請負人の位置付けを試みた。⁽⁹⁾そのため請負人が存在することの重要性や私の主張が十分理解されないままの批判もうけたが、多くは有意義な手痛い批判であった。⁽¹⁰⁾なかでも用達を「御用」に関わるという点で近世社会特有の存在として評価するべきであるという塚田孝の批判、用達と用聞という呼称の違いに時代的変遷を認め、彼らの雇用に領主の主体を考えるべきであるという村田路人、用達の株仲間化の問題と、請負人は公儀が認定する家業なのか（これは請負人側の主体的な動向を考慮するべきだということも含意していると私なりに理解している）という宇佐美英機の指摘は何れも「御用」請負人を評価するうえで欠かせない視角と考える。一方、「御用」請負人は畿内に限られた存在

とする向きもあり、請負人を近世史研究全体のなかで位置付けていくには広い地域での事例発掘と検討が必要であろう。

そこで本稿では幕領石見国大森代官所の中間支配機構に介在した郷宿を素材に、近世中後期の「御用」は武士、村（農民）、請負人の三者によって成り立っていたという立場から、近世農民支配の構造について考えていきたい。対象とする時期は郷宿の活動がよくわかり、郷宿の位置付けをめぐる争論が起こる十八世紀中ごろから十九世紀中ごろまでであるが、この作業に取り組むにあたって、前記の批判・指摘をふまえて次の三点を本稿の課題としたい。

まず一点目は「御用」請負人の家業としての経営実態の解明である。

これまで私は請負人が担っていた「御用」の内容を検討してきたが、「御用」請負人としての家業の経営実態については史料の制約もあって踏み込むことができなかった。本稿でも史料的限界は否めないが、郷宿の経営実態について、郷宿が村に一年間の支払いを請求した帳簿から、請負人の経営基盤がどういう収入にあったのか検討していきたい。

次に二点目は請負人の罷免についてである。私は用達の罷免過程を検討することによって、彼らの罷免と選定権が村（農民）の側にあることを指摘したものの、その罷免理由については「勤向不屈」、「村々安心」ではないという史料の表記以上に、具体的な罷免理由を明らかにすることができなかった。また罷免に際して、請負人や村（農民）とともに彼らを活用する武士の動向についての検討ができなかったため、請負人の罷免が村（農民）側からだけのかかなり一面的な評価になった感否めな

い。そこで本稿では罷免をめぐる村（農民）、請負人、武士三者の動向を跡付けることによって、請負人を近世社会のなかでより明確に位置付ける足掛かりにしたい。

最後に三点目は「御用」請負人の近世国家・社会のなかでの位置付けについてである。用達では請負人の存在がほとんど注目されていなかったことを考慮し、彼らが支配実現に果たした積極的な役割を中心に検討した。そのため請負人が村から罷免されること、請負人の存在が中後期の農民支配に有益な役割を果たしたものの、それは身分制社会にとって重大な意味をもっていたことを指摘したにもかかわらず、用達を活用した近世領主支配が何の矛盾もなく運営され、それが近代につながっていくと、私が手放しに「御用」請負人を評価しているやの誤解をうけることになった。これは「御用」に関わるという点で請負人を近世特有の存在として評価するべきであるという塚田の批判とは質の違いを感じるが、こうした誤解を招くことになったのは、先の二点のような課題に私の検討が及んでいなかったためでもある。そこで本稿での検討もふまえて、請負人が存在しなければならなかった近世の国家・社会の在り方と近世の公共性についてささやかに筆を及ぼすことにしたい。

一 大森代官所の中間支配機構

本章では大森代官所の中間支配機構を概観しておきたい。⁽¹⁾

関ヶ原合戦後、石見国のうち石見銀山を中心とした東部は幕領となり、

幕領を支配するため大森町に代官所が置かれていた。大森代官所の石見国内支配地は変遷があるが、本稿で検討する十八世紀中ごろ以降は安濃・邇摩・邑智・那賀の四郡約一五〇カ村を中心に構成され、その領域は幕領によくみられるように一郡内に分散しているのではなく、安濃・邇摩両郡は全村が幕領であるというように領域的にかなりまとまっていた。

大森代官所支配の四郡村々は大田組、久利組、佐摩組、大家組、波積組、九日市組の六組に分けられ、天保九（一八三八）年時の各組ごとの総高は七〇〇〇〜九〇〇〇石であった。代官所支配は基本的にこの組を単位としたが、六組全体が「郡中」として支配単位となることもあった。各組には惣惣代、いわゆる惣代庄屋が置かれ組が請けた「御用」を勤めたが、史料用語としては「年番惣代」、「何々組惣代」と表現されていることが多い。さらにこの惣代庄屋のなかから郡中惣代が選ばれ、「郡中」が請けた「御用」を勤めた。そして惣代庄屋、郡中惣代の他に、組単位に村々の「御用」を金銭で請負う郷宿がいたのである。⁽¹²⁾

大森代官所の支配は郡中惣代、惣代庄屋、そして郷宿がいなければ実現できないという点で、郡中惣代以下は紛れもなく中間支配機構であった。本稿の目的はこのうち郷宿という「御用」の請負人を評価することにあるが、その作業に入る前に郡中惣代、惣代庄屋について、それぞれが担った「御用」と役割を簡単に整理しておきたい。なお本稿で検討の素材にするのは波積組であり、使用する史料は波積組の一村に残された文書である。⁽¹³⁾ 波積組の構成村数は変動があったようであるが、本稿で検

討する時期にはおおむね以下の三二カ村で構成されていた。邇摩郡井田村、津淵村、井尻村、太田村、殿村、福田村、上村、福光下村、福光林村、福光本領、今浦、吉浦村、波積北村、波積本郷、波積南村、那賀郡黒松村、後地村、都治本郷、浅利村、渡津村、郷田村、太田村、八神村、市村、下河戸村、上河戸村、畑田村、長良村、上津井村、邑智郡入野、谷、住郷である。

さて郡中惣代、惣代庄屋については先述のとおり久留島浩の精緻な仕事がある。⁽¹⁴⁾ 久留島は郡中惣代と惣代庄屋の機能を、①代官所行財政の肩代わりとして、廻状作成・触廻しなど上意下達の仲介、御用状差立、御用人足差配といった「御用」勤め、②郡中入用の立会・監査、③郡中村々を代表して代官所役人へ歎願、④代官所役人の応接、に整理しているが、大森代官所の郡中惣代と惣代庄屋も同じような機能が認められる。

①は郡中惣代・惣代庄屋が中間支配機構であるがゆえの機能であるが、この機能は当然多く確認できる。たとえば天保二（一八三一）年八月の代官所勘定方による荒地起返検分は一例であろう。このときの通達によると代官所役人は「旅宿を旅宿迄持送人馬之分書面之通相心得、郡中惣代能候人馬差配いたし、人馬差別并荷物判紙毎に記し置、荷物出候へ、混雑不致様差図いたし可申候、人足任せいたし候へハ勝手次第人足共荷物斗付行候様ニ而差支候ものニ候」と、人足たちに任せていたのでは「御用」に差し障りがあるので、郡中惣代が御用人馬の差配をするよう指示している。そして検分役人への馳走内容については郡中惣代から「村々江口達ニおよひくれ申へく」よう指示し、その内容が郡中惣代か

ら村々へ通達されている。また天保九(一八三八)年幕府巡見触を通達した代官所に対して、郡中惣代は「大切之御用筋ニ候間郡中村々此節寄合万端能々申合」せ対処することを申し出た。同じく天保二年と推測される銭相場に関する触の請書でも、「公儀御為者勿論、郡益融通差支不申様心掛」け、銭を他国に持ち出している者へは郡中惣代がその禁止を申し渡す旨の請書を代官所に提出している。さらに質素儉約を命じる代官所の触を請けて、郡中惣代が自主的に具体的な対策を相談し、それを組合村に通達していることもある。代官所役人や幕府の巡見、あるいは貨幣の流通、質素儉約といった大森代官所幕領全体に関わる広域的な「御用」については「郡中」を単位に、その実務は郡中惣代が担うことよって実現していたことが知れよう。

郡中惣代と同じく組ごとの惣代庄屋も①の機能を果たしている。大森代官所の触は組合村ごとに廻達されることが多かったが、そのとき惣代庄屋が代官所の命令によって各村へ触を伝達することがあった。たとえば文政十(一八二七)年七月、質素儉約・博奕禁止などを徹底するため代官所から「心得違之もの無之様可取斗旨惣代之もの右敵敷可申達様被仰渡」た波積組惣代庄屋は組合村全村へ触を周知徹底するよう通達している。さらに組合村は触を請ける単位であり、代官所触の徹底のため機能しているが、これも一例をあげておこう。たとえば天明八(一七八八)年米穀ノ売、博奕取締を命じる触に対して波積組の各村役人連名のうえ代官所に「被仰渡御請書」を差出し、触の遵守を誓約している。また同年には質素儉約を命じる代官所の触を請けて、村役人から小百姓にいた

るまでの服装などについて波積組の具体的な対策を惣代が具申している。

このように大森代官所の郡中惣代、惣代庄屋も代官所の「御用」を担い、彼らがいなければ代官所支配は成り立たなかった。

②の郡中入用の立会・監査にも郡中惣代が関わっていたが、その郡中入用の内容をもておきたい。郡中入用についても久留島の詳細な仕事があるが、久留島はその分析を通じて、郡中入用に代官所付属施設、備品やその管理・維持など代官所「御用」に関わる経費が含まれていること、代官所役人たちが「御用」で廻村する際の人馬賃銭・休泊代金が含まれていることなどから、「郡中」が「御用」を請けていたことを明らかにした。宝暦三(一七五三)年波積組吉浦村与一郎の上申に対して代官所が申渡した「石見国郡中入用并取斗定書」から同代官所郡中入用の内容が知れるが、そこから代官所の修復費用の他に御用簞笥、天秤台、分銅斗升など代官所が実際に支配を遂行するうえで必要な備品の調達・修復が郡中によって賄われていたこと、代官所役人たちの「御用」勤めに対する人足賃や馬継ぎ場の駕籠などが郡中入用によって負担・維持されていたことがわかる。大森代官所の「郡中」もやはり他の幕領同様「御用」を請けていたのである。

③は郡中惣代、惣代庄屋の惣代機能であり、久留島は「御用」機能を勤めることができたのは惣代機能をあわせ持っていたためであると評価している。⁽¹⁶⁾ことは大森代官所の郡中惣代、惣代庄屋にもあてはまる。波積組の惣代庄屋と組の運営をみてみよう。

惣代庄屋は組合村内の庄屋が一年交代で勤めることが多かったよう

あるが、文政十三（一八三〇）年の波積組を例にとると、史料上「惣代」の肩書きを付されているのは波積南村庄屋八右衛門と井田村庄屋六郎兵衛であり、この二名が同年の波積組惣代庄屋として組運営の中心的役割を果たしていたと考えられる。また世襲ではないが、当該期にはこの兩名が数年にわたって波積組の惣代庄屋の地位にあったようである。しかし組合村入用割賦を通過する廻状や貯穀出穀許可の廻状では兩名以外の庄屋が連名、通達していることから、二名の惣代庄屋だけではなく、他村の庄屋が惣代庄屋の役目を代行、補完、あるいは監視しながら組合村が運営されていたものと推測される。そして組合村が惣代庄屋だけでなく、各村庄屋による集団運営であったことは文政十三年十月四日付惣代庄屋廻状で「於大森得与御相談申上度」と組合村内全庄屋の寄合が開催されていること、翌天保二年八月十五日付廻状では年貢増免について「一村限り役人中并ニ重立候御衆中」による寄合が開催されていることから裏付けられる。また他の幕領同様惣代庄屋には何ら身分上の特権や経済的利益も認められない。組合村は決して惣代庄屋だけで運営されていたのではなく、組合各村の庄屋全体によってその機能が維持されていたのである。

以上、簡単にはあるが、郡中惣代、惣代庄屋を中心に大森代官所の中間支配機構を概観した。大森代官所でも中間支配機構として郡中惣代、惣代庄屋が「御用」を担い、郡中、組合村が「御用」に関わる実務・経費を負担するという、一般的な幕領の支配形態をとっていたことが知れよう。こうした一般的形態をとる大森代官所幕領支配に金銭で「御用」

を請負う郷宿が関わっていたのである。

二 郷宿の成立と機能

(一) 郷宿の起源と中間支配機構への組み込み

幕領では十七世紀中ごろから十八世紀初頭にかけて在地社会と密接したいわゆる土豪型代官が罷免され、官僚型代官が就任するようになった。⁽¹⁷⁾十八世紀初頭には大庄屋が禁止されている。組合村の始原はわからないが、それが大庄屋とは違う支配の枠組みであったことは間違いない。こうした一連の幕領支配機構改革は兵農分離の徹底にひとつの目的があり、その改革のうえに、武士による積極的な「御用」が展開していった。「御用」請負人が史料上多く確認でき、その活躍が知れるのはこの時期からであり、幕領における「御用」請負人の登場はこうした支配機構改革と密接な関係をもっていたものと思われる。そして市場経済の発展に伴う「御用」の広範な展開によって、「御用」請負人の重要性は増すことになった。⁽¹⁸⁾

十八世紀中ごろ以降の大森代官所では組合村ごとに一軒の定められた郷宿がおかれ、「御用」を勤めていた。代官所と村双方が郷宿を活用し、どちらに主導権があるにせよ、選定から承認という手続きを経て郷宿が決められているという点で、この時期郷宿は紛れもなく中間支配機構に組み込まれていた。この郷宿の起源を明確にすることはできないが、宝暦三（一七五三）年の「石見国郡中入用并取斗定書」を手がかりに郷宿

の起源を考えてみよう。

一 郷宿并賄代等之事

波積組 石州大森町郷宿 甚右衛門

大家組 同 元五郎

久利組 津茂五ヶ所 同 清六

佐摩組 同 同 嘉平太

九日市組 同 同 藤三郎

大田組 同 同 組中手賄

一 賄代一日限考又三分宛 但一飯右之割合を以可請取、節季払候

共増不可取、筆・墨・紙・夜具・木

履・傘之類可出候

一 差紙・廻状持出賃

道法考里 銀五分

同 式里 銀九分

同 三里 同考又三分

同 四里 同考又六分

同 五里 同考又九分

同 五里以上一日 式又宛

一 津茂五ヶ所江飛脚賃郡中一統之御用ニ候ハ、郡中割、村方斗之御

用ニ候ハ、其村可為入用事

一 飛脚賃・廻状持出賃、村々江割合候節者帳面仕立差出、改を請、

御役所押切印取之可割合事

一 郷宿修復其外心付之儀、村方江申達間敷事

一 郷宿共右之趣堅相守、仲間之者不申及、其外宿いたし候ものと

も賄代定之外請取候歟、不宜儀有之候ハ、不隠置可申出、聞逢致

間敷事

一 百姓費ニ成候儀無之様心添大切ニ可勤、惣而諸帳面郷宿ニ而差略

いたし認来候分以来可相止候、村方之勝手ニ成候ニ付帳面書物認

候とも相違之儀無之様相糺可差出事

一定を背候ハ、勿論、取斗不宜候得者、郷宿取放、吟味之上越度可

申付候、定之外当日宿之分不宜儀有之候ハ、宿致候儀可差留事

一 末々之小百姓願訴訟御役所遠方之分難儀ニ候故、在々ニ御役所願

候得共難成候ニ付、村役人江対候願筋ニ候ハ、大森御役所江直持

参可申、尤当日ニ片付候、申朝より可罷出、村役人加印ニ不及宿

差添可出候、其余願之儀者村役人江可申出、尤村役人不致差略請

取、御用序ニ差出、願人入用不懸様可致事

大森代官所地方支配の基本が示された「石見国郡中入用并取斗定書」

に請印したのは、大森町の年寄、目代、銀山町の役人、郡中の村役人、

御定郷宿、町宿などであった。町年寄、目代、村役人とともに郷宿も請

印していることから、宝暦三年には郷宿が代官所地方支配を担うひとり

として、公的に位置付けられていたと考えてよからう。さらに後年の史

料において宝暦年中に「郷宿之義者六組六軒ニ相定」ったことを組合村

が主張していること、波積組が同組の御定郷宿は宝暦年中の泉屋甚右衛

門が始まりであると考えていること、郷宿も「大森町郷宿職之儀、宝暦

年中天野助次郎様御支配中、関東表御伺之上、郡中六組六軒御定被仰付」と述べていることから、この宝暦三年が大森代官所の郷宿にとって、ひとつの画期であったと考えられる。

「取斗定書」をもう少し検討してみよう。定書によると、「愍而諸帳面郷宿ニ而差略いたし認来候分以来可相止候、村方之勝手ニ成候ニ付帳面書物認候とも相違之儀無之様相糺可差出事」と、宝暦三年以前から郷宿が帳面の管理・作成などの活動をしてきたことが知られる。また全体の記述内容をみると、宝暦三年以前から郷宿は差紙・触の伝達をはじめ「御用」の宿として大森代官所へ出向してきた農民の宿泊所などの仕事に携わっていたと考えるのが自然であろう。さらに少なくとも宝暦三年には郷宿は同業者として仲間を結成していたようだ。そして郷宿は株化し、後述する「手賄い」のように、組合村が郷宿株を所有し、実際に仕事に携わる者を雇用するというようなこともあった。ところが「仲間之者者不申及、其外宿いたし候ものとも」とあるように、郷宿の仲間以外に「御用」に関わっていた者がいた。「取斗定書」に請印している町宿がこれに相当するようで、賄い代の規定はこの町宿にも及んでいる。郷宿と町宿の相違点はわからないが、町宿も何らかのかたちで「御用」に関わっていたものと推測される。

どうやら宝暦三年以前から大森代官所では「御用」に関わる郷宿、町宿がいたらしい。⁽¹⁹⁾しかし後年の組合村、郷宿双方の主張から考えて、一組合村に対して一軒の定められた郷宿がおかれるようになったのは、宝暦三年からと考えておきたい。組合村と郷宿が交わす勤め向に関する議

定書では「他国他領之旅宿不相成事」と、郷宿が他領者の「御用」に関わったり、他領者を宿泊させることを禁止している。宝暦三年以前の状況はわからないが、この年を契機に郷宿がひとつの組合村の「御用」を独占的に勤めるようになったと推測できる。⁽²⁰⁾

そして組合村は後年、宝暦年中に「郷宿之義ハ村々存寄次第ニ可為致旨御代官様方被仰渡」ており、郷宿の罷免権は村側にあることを再三主張するが、その根拠は「定を背候ハ、」云々の規定であろう。この条項は吟味のうえ、最終的な罷免の決定をくだすのは代官所のようにも読めるが、後述するように代官所の一方的な選定・罷免は不可能であった。宝暦三年は村に選定・罷免権があるような組合村と郷宿の関係が成立したという点でも画期であった。

不明な点が多いが、とりあえず本稿で扱う一組合村に一郷宿という関係が成立し、郷宿が中間支配機構の担い手として公的に位置付けられたのは宝暦三年であったと考えておきたい。そしてそれは村に選定・罷免権がある、村主導の両者の関係の成立でもあった。

(二) 郷宿の機能

では中間支配機構の担い手として、郷宿はどういう機能を果たしていたのであろう。郷宿は就任にあたって組合村と勤め内容に関する議定書を交わしたが、これを素材に郷宿の機能をみていきたい。次に掲げる史料は前者が文政元（一八一八）年八月に郷宿原屋条平と波積組、後者が天保十四（一八四三）年二月に郷宿泉屋万四郎と波積組の間で交わされ

た議定書である。

相渡申一札之事

波積組郷宿之儀、村々御熟談之上当十二月6来已十二月迄三カ年之間私引請申度ニ付、諸事約束候趣、左之通ニ御座候

一 兩御役所御用向并御廻状持出等之儀、聊無如才相勤取斗可申事

一 賄代、飛脚賃之儀者從來泉屋勘左衛門方ニ而取斗来候通受取可申事

事

一 少々之儀ニ而茂村方御為ニ可相成候者及心丈出情取斗可申事

一 公事出入等之儀者別而実益ヲ以取斗、聊依怙鼻貞之取斗決而不仕

候事

一 御役所向不鍛練之御衆中御出勤之節者何角心ヲそへ、村方御無念無之様取斗可申事

但若御衆中夜分遊興等ニ而町方へ御出被成之儀堅制之可申上候

儀、別段被仰聞承知仕候

一 傘・下駄・筆・墨・紙等之儀、是又泉屋勘左衛門方ニ而年来仕来之通差出可申事

一 御年貢其外銀納ニ而勿銀・欠銀等有之候節、持合候者取替相濟、

勿論内証小遣等差支有之候共取かへ申間敷事

一 組別ニ可相成諸奉加無心銀等物代衆中へ無相談而へ引受申間敷事

一 他国他領之旅宿不相成事

右之通相守、三カ年之間大切ニ相勤可申候、尤格別不埒之儀出来候

者年季中たり共相止可申候、勿論年季明已十一月中ニ者無相違相戻

可申候、為後日正人以加判郷宿引受証文相渡申処如件

文政元戊寅八月

郷宿引受人

大森町原屋条平

証人同町

嘉庭屋兼右衛門

波積組惣代

福光下村庄屋辰右衛門殿

同

井田村庄屋六右衛門殿

同

太田村庄屋庄十郎殿

相渡申郷宿掛り請議定一札之事

(中略)

一波積組郷宿株耆カ年引請

掛銀耆貫目也 但三拾ニカ村不洩御止宿被下候儀定ニ御座候

是ハ毎年十二月十日限り組元波積組本郷金八郎殿江相渡可申候、

若日限渡方相滞候ハ、受相人温泉津村七郎兵衛方急度弁銀可

仕事

右掛銀を以卯辰兩年之間丁寧ニ御宿可仕候、万一年季之内たり共不埒之取斗有之候ハ、村々御差凶次第御宿株相返し、名前相止可

申事

一名前人万四郎若年ニ付新三郎後見任、本人同様取斗可申事

一 御用御差紙御廻状御下渡御座候ハ、即刻村々へ為持可申、尤御

用様子聞合、内々御為知可申事

但飛脚賃之儀者從來定之通受取之、増賃決而為取申間敷、且飛

脚共村々へ遣候節丁寧ニ仕候様申聞差出可申事

一 居家雪隠そまつニ申儀各様方御不都合之儀御座候ハ、如何様とも御差図次第修復可仕事

一 村々御為ニ相成候儀者少分之儀ニ而も心之及丈出精可仕候、且御不為筋可相成儀心付候ハ、是又無油断心添可仕事

一 公事出入出来候節者訴訟方之趣意承合、品ニ寄相手方相掛、実意を以取扱可申候、其上不相濟御訴訟相成候共、依怙鼻負之取斗決而仕間敷事

一 駆込御訴訟有之、御引渡相成候ハ、精々異見を加、村方へ相返し可申事

一 御用筋不弁之御衆中御出勤候節者格別心ヲ添、村方御不念無之様取斗可申事

但若御衆中御出勤候節、夜分遊興ニ而町方へ御出之儀者無用捨御異見可仕事

一 御年貢銀其外御上納之節刻金銀有之、持合無之候ハ、取替相渡可申候、尤内証明小遣等者少分之儀ニ而も取かへ申間敷事

一定例諸奉加物之儀者私方ニ而取替申間敷事
但臨時奉加物之儀者村々へ無御相談引受申間敷事

一 硯・筆・墨・紙・傘・木履等者御入用次第差出可申事
但定儀・木履・雪駄・はし箱等紛失無之様可仕事

一 他組御惣代中、其外往人御出候共、まき物等取替せ、御帰リ之節差出可申事

一 江戸御役人様御宿、其外御役所ノ御差図有之分者格別、他国他領

宿又者他組ノ変宿有之候様之儀、組村々へ無断引受申間敷事

一 万四郎・新三郎御宿引請中何様之不埒出来候共、身元受相人温泉津村七郎兵衛ノ急度相訳立可申、金銀引負等仕候ハ、同様弁銀可仕事

一 組惣代等御勤被成候衆中斗へ対し媚縮ケ間敷儀決而仕間敷事
一 願書届書等私方ニ而相認候分、別段筆耕料受取申間敷事

但公事出入等ニ而格別入組候願書等相認候分者、其時宜ニ御取斗御下渡事

一家内之ものハ不申及、下代・下女・召仕等ニ至迄、何事ニ不依、丁寧ニ取斗候様、兼而申付可置事

但御一同様御心ニ不叶男女差置申間敷事

一 万四郎・新三郎自分御用向ニ而他所へ罷出候ハ、其時ニ郷宿御話合御衆中へ相計他出可仕候、勿論町内ニ而も御用之外罷出候儀者昼夜とも右同様相断可申事

一年始皆濟御祝物者勿論、公事出入事済ニ相成候共御着料等御下候共、定例可貰筈之様之心得決而仕間敷事

一 御用ニ付村々ノ御出森被成、書付等相認又者御役所へ同道ニ而罷出候様之儀有之節、外用ニ殊寄隙取候而、不益之逗留被成候様之儀決而仕間敷事

右之趣逸々堅相守、卯辰兩年大切御宿可仕候、若相背候廉御座候ハ、御差図次第急度相改可申候、左候而年季明キ辰十一月十日限り郷宿株無相違相返し可申候、後日為念請相人・証人相立、郷宿掛受儀

定書相渡申所依而如件

天保十四年卯年二月

郷宿引受名前

大森町 泉屋万四郎 印

同後見

同町 同店新三郎 印

波積組村々

身元受取人

御役人中・惣百姓中

温泉津村 益田屋七郎兵衛 印

証人

大森町 泉屋潤右衛門 印

このふたつの史料から郷宿の機能を次の①～⑥に整理した。それぞれの機能について事例をあげながら説明していこう。

まず①触・廻状・差紙の通達があげられる(文政の一条以下、文一と表記する、天保の三条以下、天一三と表記する)。両御役所とあるのは大森代官所の地方役所と銀山方役所のことであり、両者の触・廻状・差紙は郷宿から組合村へ伝達され、その飛脚賃が距離数に応じて、組合村から郷宿へ支払われた。

次に②代官所の行う各種調査への関与がある。一例をあげると、文政年間代官所が寺社への奉加金上納を命じたとき、その徹底のため代官所は郷宿を使って各村の意向を調査している。天保年間の脱農者調査でも郷宿が使われているし、宗門帳の雛型が郷宿から各村へ渡されていることもある。こうした機能も「両御役所御用向」(文一)のひとつであるろう。

③情報の通達は組合村にとって郷宿の大切な機能である。「御用様子聞合内々御為知可申事」(天一三)とあるように、実はこの郷宿の情報通達機能によって円滑な代官所支配が成り立っていたともいえる。これも一例をあげておきたい。

天保二(一八三一)年代官所は荒地の検分を計画した。いきなり代官所が通達すれば混乱を招くため、代官所はまず検分の実施を惣代庄屋へ通達、惣代庄屋から組合村各村へ連絡するよう申渡す。そしてその通達を待って、次に代官所から直接通達するというように慎重な対応をした。公式に検分の実施を村々へ通達したのは惣代庄屋と代官所であるが、実は公式な通達がある前に、検分の実施を知った郷宿は村々へその情報を流していた。惣代庄屋と代官所から通達があったときには村々は承知済みであったし、惣代庄屋もそれを知りながら、とりあえず代官所の命に従い、公式に実施を通達したのであった。

代官所支配は代官所→村という公式な通達回路とは別に、郷宿→村という情報通達回路があることによって、円滑に進められていた。郷宿から事前情報を得ることによって、村は的確な対策を講じていたのである。

④書類の作成も郷宿の基本的な機能である(天一六)。郷宿には筆・墨・紙が用意されており、自力で書ける者はそれを利用し、書けない者は郷宿に代書してもらった。⁽²¹⁾

⑤公事訴訟の取扱いも郷宿が行うことがある(文一三、天一六)。近世社会では内済という訴訟の解決方法があったが、内済は近世村落が紛争の解決能力を備えていたという点で村の自治能力の証左である。内済

にはふつう近隣の村役人や寺院が仲裁にあたるが多かったが、そこに郷宿のような専門能力を見込まれ、金銭で「御用」を請負っているような人々が仲裁にあたるようになってきていることは、村落自治の変容を考えるひとつの手がかりになろう。

⑥郷宿は年貢銀等金銭の立替えを行った(文一七、天一九)。三章で検討するが、「御用」で郷宿に滞在中、利用者は飲食費・雑費など郷宿に立替えてもらっており、この郷宿の立替え機能があることによって、人々は金銭を持ち歩く必要がなかった。一方郷宿は金銭の立替能力を備えている必要がある、①〜⑤の機能を果たせるという専門能力だけでは郷宿業を営めなかった。郷宿のなかには金融活動を積極的に行い、頼母子講の講元になったり、貸金業を営む者もいた。そしてこの郷宿の金融活動が郷宿と農民の間で個人的な利害関係を生むことになり、郷宿から借銀している者が郷宿の罷免に際して組合村と同一歩調をとれないこともあった。①〜⑤という「御用」の専門能力を身につけている一方、それだけに純化されず、金融活動をあわせて行うような者が「御用」に関わり、活用されていることが、郷宿を考えるうえで大切である。

以上、郷宿の機能を①〜⑥に整理した。⁽²²⁾郷宿が郡中惣代、惣代庄屋とともに、大森代官所の「御用」を担う中間支配機構の一員であったことは明確になったと思う。このうち①〜⑤は大坂町奉行所の用達、上方八カ国幕領の用達も果たしていた機能であるし、村との間で勤め向に関する議定書を取り交わしているという点でも同じである。⁽²³⁾もはや「御用」の請負人は畿内の特殊事例では片付けられないであろう。十八世紀以降

の近世社会に広く存在する「御用」の請負人として、評価せねばなるまい。

三 郷宿の経営

波積組の郷宿を勤めていた原屋条平は、文政一(天保年間)組合村からの罷免要求に対して、「条平儀外ニ家職之手当も無之候」と、罷免しないよう組合村に申し入れている。原屋は「御用」に関わる郷宿を専門の家業としていたのであった。この原屋の場合、下代一名と下男・下女六名ほどを抱えていた。このうち下代は主人の代わりに①〜⑤の機能を勤めることがあり、困窮した下代に対して組合村から多額の合力銀が渡されていることもある。原屋もとは波積組の郷宿を勤めていた泉屋の下代であった。下代は専門能力を身につけているという点で下男・下女とは違い、①〜⑤の能力を身につけた有能な下代を抱えておくことが「御用」請負人にとっては必要であった。

では使用人を抱え、①〜⑥の機能を果たすことを家業としている郷宿はどういう収入を得ていたのであろうか。これは「御用」請負人の性格を考えるうえで欠かせない分析作業ではあるが、史料制約もあってなかなか十分な検討ができない。⁽²⁴⁾ここでも郷宿経営の全貌には程遠いが、いささかなりとも郷宿の経営実態を明らかにしていきたい。

さて「御用」請負人の収入には独占契約・雇用料として村から毎年支払われる給銀があった。⁽²⁵⁾上方八カ国幕領の用達は各村から村高にに応じて用達給を受取っているし、大坂町奉行所の用達も用達給を受取っていた。

表1 天明6(1786)年福光下村から郷宿泉屋への支払い

月・日	支払い 総額	郷宿の 立替額	郷宿の 実収入	内 容	支払人
〔賄い代収入〕					
1月～6月	27匁		27匁		村
1月～6月	177匁		177匁		個人
7月～12月	89匁		89匁		村
7月～12月	10匁		10匁		個人
〔利銀収入〕					
3月 8日	1匁86	1匁6	0匁26	山崎への人足賃	柳蔵
3・11	1165文	1000文	165文	取替え	柳蔵
3・29	0匁37	0匁32	0匁05	3月納勘定不足取替え	伝兵衛
4・ 2	207文	180文	27文	取替え	周左衛門
4・ 8	2990文	2600文	390文	取替え	周左衛門
4・ 8	690文	600文	90文	上納の節取替え人足へ渡す	不明
4・27	2匁07	1匁8	0匁27	柳蔵出銀につき辰蔵方へ人足賃	村
4・27	0匁22	0匁19	0匁03	牢番給滞りにつき廻状人足賃	村
5・ 2	329文	290文	39文	取替え	周左衛門
5・ 2	102文	90文	12文	取替え	周左衛門
6・29	1340文	1300文	40文	取替え	周左衛門
7・10	1匁77	1匁6	0匁17	皆済目録引替人足賃	村
7・13	106文	96文	10文	亀谷光右衛門殿へ遺物代取替え	周左衛門
8・ 9	33文	30文	3文	取替え	辰蔵
9・ 6	215文	200文	15文	取替え	周左衛門
10・23	1匁06	1匁	0匁06	太宰府取替え	村
閏10・28	1匁67	1匁6	0匁07	村方内用につき増右衛門へ廻状	村
12・ 7	1015文	1000文	15文	取替え	周左衛門
1月～6月	21匁4		21匁4	賄い代7月決算分の立替え	村・個人
—	92匁94	76匁81	16匁13	去年12月分算用	柳蔵
〔人足賃支入〕					
2月晦日	0匁49		0匁49	廻米津出延引につき廻状人足賃	村
4・ 1	0匁16		0匁16	郡中割り滞りにつき廻状人足賃	村
4・11	0匁94		0匁94	辰蔵殿銀山不納一件廻状人足賃	不明
4・16	1匁12		1匁12	増減帳相違につき廻状人足賃	村
5・ 3	0匁 1		0匁 1	銀山方不納廻状人足賃	増右衛門
5・18	0匁75		0匁75	銀山方御切手引替廻状人足賃	増右衛門
6・18	0匁 1		0匁 1	銀山方6月延引廻状人足賃	増右衛門
6・18	0匁17		0匁17	陣屋入用滞りにつき廻状人足賃	村
6・20	0匁15		0匁15	銀山方6月延引廻状人足賃	増右衛門
6・25	0匁31		0匁31	郡中割り滞り廻状人足賃	村
8・ 5	0匁56		0匁56	検見願い廻状人足賃	村
8・22	1匁44		1匁44	高反別帳持参につき廻状人足賃	村

月・日	支払い 総額	郷 宿 の 立 替 額	郷 宿 の 実 収 入	内 容	支払人
〔人足賃収入続き〕					
10・3	0匁12		0匁12	検見先触につき廻状人足賃	村
10・15	0匁 1		0匁 1	酒造米書上げにつき廻状人足賃	増右衛門
10・26	0匁32		0匁32	夫食銀につき廻状人足賃	村
10・26	0匁19		0匁19	銀山方不納につき廻状人足賃	増右衛門
閏10・4	0匁 1		0匁 1	検見につき廻状人足賃	村
閏10・6	0匁19		0匁19	酒造人呼出につき廻状人足賃	増右衛門
閏10・10	0匁 1		0匁 1	初納滞りにつき廻状人足賃	村
〔不 明〕					
去12・25	3匁 4		3匁 4	伝馬場帳認替えいな用へ払い	村
7月	3匁		3匁	7月分伝馬場帳代いな用へ払い	村
12月	3匁		3匁	12月分同上	村
〔間違い分〕					
3月	81匁83	81匁83		納置米1石2斗代	
4月	30匁59	30匁59		納置米4斗代	
銀総額	555匁59	197匁34	358匁25		
銭総額	8192文	7386文	806文		
銀換算総額	633匁61	267匁68	365匁93		

表2 郷宿収入の内訳

	賄 い 代	利 銀	人 足 賃	総 額
天明6	303匁 (85匁)	46匁12 (13匁)	7匁41 (2匁)	356匁53
7	721 (84匁)	126. 34 (15匁)	8. 6 (1匁)	855. 94
8	391 (89匁)	30. 13 (7匁)	15. 99 (4匁)	437. 12
寛政元	290 (84匁)	41. 01 (12匁)	12. 68 (4匁)	343. 69
2	104 (87匁)	9. 73 (8匁)	5. 97 (5匁)	119. 7

たとえば和泉国一橋領の大坂町奉行所用達は一年に銀五枚の用達給を受取り、これは村々の郡中入用から支払われた。⁽²⁶⁾この用達給の他、用達は正月の祝儀銀・年玉といった心付けを受取っていることが多い。⁽²⁷⁾訴訟で世話になったとき、心付けが渡されることもあった。おそらく大森代官所の郷宿も給銀、心付けを受取っていたと考えられるが、残念ながらもこのところの実態は知りえない。

この給銀と心付けの他、利用に応じて郷宿に金銀が支払われた。郷宿は毎年、各村ごとに一年間の支払いを請求したが、それがどういう内容であったのかを検討するため、郷宿泉屋が波積組の福光下村に天明六(一七八六)年分の支払いを請求した帳簿を表1に整理した。波積組三二カ村のうちの一カ村分ではあるが、傾向はつかめると思う。郷宿への支払いは七月と十二月の年二回の決算であるが、実際に支払うのは十二月だけである。表1に整理した天明六年の場合、福光下村から郷宿へ支払われた総銀額は六三三匁六一、ここから郷宿が立替えた元銀二六七匁六八と支出内容不明分九匁四を引いた三五六匁五三が、必要経費を含んだ郷宿の収入であり、それは賄い代、立替銀の利銀、人足賃銀の三つの収入に分けることができる。それぞれの内容をみていこう。

まず賄い代について。賄い代は組合村内の村役人、農民が郷宿を利用・宿泊したときの飯料である。大坂町奉行所の用達は町奉行所の近辺、上方八カ国の用達は代官所の近辺、大森代官所の郷宿も代官所のある大森町というように、「御用」請負人は領主役所の近辺に居を構えていること、そして遠方から出向いて来た者が「御用」を終えるまで宿泊でき

る宿でなければならなかった。^①～^⑥の機能を果たせることに加えて、宿という施設を備えていることが郷宿をはじめ「御用」請負人の必要条件である。この賄い代には飲食費・光熱費などの必要経費が含まれており、利銀、人足賃収入との単純な比較はできないが、表2のように天明六年から寛政二(一七九〇)年まで五年間の三つの収入の割合は賄い代、利銀、人足賃の順番であり、賄い代は毎年収入の八〇パーセント以上を占めている。郷宿経営にとって賄い代が大きな収入源であったことがわかるとともに、郷宿が宿でなければならなかったことが知れよう。

宿としての郷宿の利用状況を知るため、表3に天明六年の賄い代の内訳を整理した。福光下村だけでもほぼ月の半分は誰かが郷宿を利用していたことがわかる。波積組三二カ村では相当な利用になったことが窺えよう。この賄い代は一飯につき一人、賄い代一人は一匁であった。たとえば二月十二日夕から翌十三日夕まで利用した久兵衛は十二日夕、十三日朝、同日夕の三飯のため賄い代三人分、三匁を請求される。賄い代は基本的に飯料ではあるが、先に掲げた天保十四年の議定書に「願書届書等私方ニ而相認候分別段筆工料受取申間敷事」とあるように、郷宿が賄い代を受取れるのは^①～^⑥の機能を果たすことができるという前提がある。賄い代は単なる宿泊料ではなく、こうした専門能力料も加味されていた。次に立替銀の利銀収入について。議定書にも定められているように、郷宿は年貢銀の立替えを行うことがあった。天明六年には三月と四月の二回、年貢銀の立替えを行ったが、これは間違いとなり実際には郷宿に支払われなかった。年貢銀の立替えを含めて、同年の立替銀総額は約二

表3 天明6年郷宿賄い代の内訳

利用者	賄い 人数	期 間	内 容	費用支払人・備考
〔7月分〕				
伝兵衛	1人	12/16夕	運上納	伝兵衛
善右衛門	8	12/19夕～12/23朝	長崎一件	周左衛門
辰蔵	16	12/23夕～12/27朝	長崎一件	周左衛門
善右衛門	4	正/28夕～2/1朝	御普請御用	村
久兵衛	3	2/12夕～2/13夕	柳蔵殿帰国届	周左衛門
善右衛門	4	2/17夕～2/19朝	年始	村
柳蔵	47	2/23夕～3/16夕	長崎一件	周左衛門
御家来	8	3/16夕～3/27朝	長崎一件	周左衛門
御家来	1	3/16夕	長崎一件	周左衛門
[]	6	3/17夕～3/20朝	[]	村
[]	3	3/21夕～[]	[]	村
[]	7	3/20夕～3/23	長崎一件	周左衛門
[]	32	4/1夕～4/17朝	長崎一件	周左衛門, 内6人は村
[]	17	4/21夕～4/28夕	長崎一件	周左衛門
[]	27	5/2夕～5/15夕	長崎一件	周左衛門, 内4人は村
幸右衛門	2	5/20朝夕	周左衛門殿借用銀について	周左衛門
辰蔵	4	6/25夕～6/27朝	銀山方上納	増右衛門
周左衛門	14	6/26夕～7/4朝		周左衛門
〔12月分〕				
茂助	6	7/9夕～7/12朝	皆済目録引替	村
柳蔵名代衆	2	7/晦夕～8/1朝		周左衛門
権次郎	3	8/2夕～8/3夕	被仰渡御用	村
増右衛門	4	8/6夕～8/8朝	検見願	村
増右衛門	3	8/10夕～8/11夕	検見願	村
増右衛門	18	8/21夕～9/12朝	反別帳差上	村, 庄屋代り御用も含む
周左衛門	13	8/26夕～9/3夕	反別帳差上	村, 庄屋代り御用も含む
権次郎	4	8/26夕～8/28朝	反別帳差上	村, 庄屋代り御用も含む
久兵衛	4	8/26夕～8/28朝	百姓代代り	村
善右衛門	3	9/7夕～9/8夕	役儀目見へ	村
善右衛門	2	9/21夕～9/22夕	役儀目見へ	村
増右衛門	5	9/29夕～10/朔夕	検見帳持参	村
周左衛門	4	10/15夕～10/17朝	御機嫌伺	村
周左衛門	2	10/18夕～10/19朝	検見御用	村
善右衛門	2	10/18夕～10/19朝	検見御用	村
人足衆	2	10/18夕～10/19朝	検見御用	村
善右衛門	4	10/21夕～10/23朝	検見御用	村
周左衛門	4	10/21夕～10/23朝	検見御用	村
増右衛門	4	10/22夕～10/24朝	検見御用	村

利用者	賄い 人数	期 間	内 容	費用支払人・備考
権次郎	1	10/28夕	欠銀納	村
善右衛門	4	10/ 5夕~10/ 6朝	検見御用	8カ村入用
久兵衛	2	10/ 5夕~10/ 6朝	検見御用	8カ村入用
人足衆	1	10/ 5夜	検見御用	8カ村入用
増右衛門	18	10/ 8夕~10/17朝	検見御用	8カ村入用
善右衛門	2	10/ 8夕~夜	検見御用	8カ村入用
茂 助	2	10/ 8夕~10/ 9朝	酒造について	増右衛門
久兵衛	2	10/10夕~10/11朝	検見	8カ村入用
周左衛門	33	10/11朝~10/26夕	検見	8カ村入用
家来衆	1	10/11朝	検見	8カ村入用
善右衛門	15	10/13夕~10/20夕	検見	8カ村入用
権次郎	26	10/13夕~10/26夕	検見	8カ村入用
伝兵衛	5	10/14夕~10/16夕	諸うけ	伝兵衛
増右衛門	19	10/18朝~10/27朝	検見御用	8カ村入用
茂 助	1	10/晦夕	初納持参	村
伝兵衛	1	11/朔	買請米願	伝兵衛
増右衛門	4	11/ 5夕~11/ 7朝		8カ村入用
増右衛門	8	11/25夕~11/29朝		8カ村入用
周左衛門	30	11/25夕~11/11朝		8カ村入用
権次郎	8	11/25夕~11/29朝		8カ村入用
増右衛門	12	12/ 3夕~12/10朝		8カ村入用
権次郎	8	12/ 3夕~12/ 7朝		8カ村入用
善右衛門	2	12/ 6夕~12/ 7朝	志学行	8カ村入用
善右衛門	2	12/ 9夕~12/10朝	志学より帰り	8カ村入用
	500人	内訳	197人	検見願い、
			174	長崎借銀一件
			116	村
			7	運上納他
			6	銀山方不納一件
				増右衛門

表4 天明6年と寛政2年の郷宿支払いの比較

	総 額	村	個 人	備 考
賄い代				
天明6	303匁	116匁	187匁	
寛政2	104匁	不 明	不 明	
利 銀				
天明6	46匁12	22匁	23匁25	90文は不明
寛政2	9匁73	9匁73	—	
人足賃				
天明6	7匁41	4匁89	1匁58	0匁94は不明
寛政2	5匁97	5匁97	—	

七〇匁、その立替えによる利銀収入は四六匁一二である。立替銀は年によって変動するが、三〇〇匁を立替えられる程度の財政基盤を有していることが郷宿経営には必要であった。

立替銀は郷宿を利用した者の飲食代、筆紙墨代、下駄緒代など様々な経費に及んだが、郷宿がこうした立替能力を有していることによって、組合村の人々は金銭を持って大森町へ出向き、それを管理する労を省くことができた。人足についても利銀の支払いが生じている場合があるが、これは郷宿以外から人足を雇用したときではなからうか。

最後に人足賃収入について。人足は触・廻状・差紙の通達、「御用」に出向いた人々の供として利用された。郷宿ではその人足を抱えておく必要があったが、ときには他家から雇用されることもあったようだ。

このように郷宿の収入は給銀や必付けの他、賄い代、利銀、人足賃からなっていたが、さらに三つの収入は村の「御用」と個人的な「御用」に大別できる。これは支払い請求帳簿に、その支払いが村と個人名に分けられていることから判明する。表3をみてほしい。たとえば福光下村の庄屋増右衛門と頭百姓周左衛門は検見願い、反別帳提出など村役人として村の「御用」のため郷宿を利用する一方、増右衛門は銀山方への個人的な年貢不納一件、周左衛門は長崎での借銀訴訟と個人的な「御用」でも郷宿を利用していった。組合村は議定書のなかで郷宿が「御用・村用共聊無御差支相勤」ることを要求したが、そこで言われている「御用」が村全体に関わるもの、「村用」が個人的な「御用」であった。

郷宿の経営が村の「御用」と個人の「御用」の両方に関わることによ

表5 賄い代支払人の区別

	総 額	村	個 人
天明6	303匁	116匁(38匁)	187匁(62匁)
7	721	265 (37匁)	456 (63匁)
8	391	不 明	不 明
寛政元	290	83 (29匁)	207 (71匁)
2	104	不 明	不 明

って成り立っていたことをもう少し検討しておこう。郷宿は毎年福光下村から三〇〇匁以上の収入を得ていたが、寛政二(一七九〇)年大きな落ち込みをみせている。これは同年、個人的な「御用」の利用がほとんどなかったためであると考えられる。寛政二年の賄い代の内訳がわからないが、表4に天明六年と寛政二年の賄い代、利銀、人足賃を村の「御用」と個人の「御用」に整理した。また表5に五年間の賄い代の内訳を示した。天明六年の検見願いの八カ村入用一九七人の利用は他年との比較のため除外したが、表4によると天明六年の総額三五匁余のうち村が約四〇、個人が約六〇パーセントを占めている。天明六年以外では総額の内訳がわからないが、賄い代の内訳に限っても、個人の利用の方が多。郷宿の利用は平年では個人的な「御用」による利用の方が多かったといえる。ところが寛政二年には利銀、人足賃については個人に請求されていない。同年の賄い代一〇四匁の内訳はわからないが、利銀と人足賃に倣ってほぼ全額を村の「御用」と考えたとき、天明七年の二六五匁には及ばないものの、天明六年の一六匁、寛政元年の八三匁と比較すると決して低額ではない。

天明六年では総額六〇パーセントが個人的な「御用」による利用であること、賄い代は毎年六〇パーセント以上が個人

利用であること、寛政二年には利銀と人足賃について個人利用がないことなどから、寛政二年の郷宿の大きな収入の減少を個人的な「御用」の利用がほとんどなかったためであると考えられることは的外れではなからう。郷宿は個人の私的な「御用」による利用がなければ収入が大きく落ち込む可能性があった。このことは郷宿の性格を考えるうえで極めて重要なことである。

本章での検討を整理しておこう。郷宿は専門能力、組合村との「御用」独占契約に対して給銀や心付けを受取り、「御用」に関わることにより収入を得た。それは賄い代、立替銀の利銀、人足賃の三つに分けることができる。郷宿に利銀、人足賃収入があり、その調達能力を有している必要があったことは、用達・用聞といった「御用」請負人が掛屋・飛脚屋、村田路人が明らかにしたような土木業者を兼業、あるいは前史として営んでいたという事実のひとつの証左にはなる。しかし①⑤という「御用」の専門能力を身につけていること、経営的には賄い代を得るため宿としての施設と機能を備えていることが「御用」請負人の必要条件であり、請負人と掛屋・飛脚屋・土木業者は家業としては直接つながらないと考えたほうがよい。

郷宿が村の「御用」と個人的な「御用」に関わっていたこと、個人的な利用が郷宿の収入の半分以上を占めていること、そして郷宿は利用者に対して金銀の立替えを行い、利銀収入を得ていたが、表4・5からわかるように、個人に対する立替えが多いことも、郷宿の性格付けを行ううえで大切なことだ。郷宿と農民の間には村全体としてだけでなく、

金銭の貸借を中心にそれぞれ個人的な利害関係が成立する可能性が内包されていたのである。こうした個人的な利害関係は組合村全体として取り組む郷宿の罷免騒動に際して支障となるため、たとえば文政―天保年間に原屋の罷免を計画した波積組では、すぐに原屋からの金銀の貸借をやめるよう決議した。ところが「条平方る貸借之儀者決而難相成所、銀子世話致貴借受候」者が組合村のなかにいたため、罷免に向けての足並みが乱れることになっている。

郷宿が「御用」の専門能力を身につけ支配に関わりながら、それが家業となつていること、家業として以上の利益追求のため利用する農民の要求・利害を「御用」に反映し、農民にその行動を制約されざるをえないこと、さらに金融というもつとも私的な利害関係の発生しやすい機能をあわせもっていたこと、これが中後期近世社会に登場した「御用」の担い手の姿であった。「御用」を実施する武士の側から存在基盤を保証されるのではなく、また専門能力だけに純化されず、金融活動をあわせて行い、それを家業としている人々によって、公共的な「御用」は成り立っていたのである。近世の領主権力はこうした性格をもつ請負人を活用することによって、「御用」を実現していたのであった。⁽³⁰⁾

四 中間支配機構における郷宿の位置付け

①⑥の機能を勤め、それに対して村から賃銀を受取ること在家業とする郷宿を、組合村や代官所はどのように位置付けていたのであろう。

また郷宿は自己をどういう存在として認識していたのであろうか。このことは近世における「御用」の位置付け自体にも関わってくる。そこで本章ではまず(一)組合村と郷宿の関係を検討し、次に(二)文政から天保まで続いた郷宿原屋条平の罷免騒動を素材に、組合村、郷宿、代官所の考える「御用」請負人の位置付けを明らかにしていきたい。

(一) 組合村と郷宿

宝暦三年以降、組合村と郷宿の関係は勤め向に不都合があったときには前者が罷免権を持つような、組合村主導の関係になっていった。組合村にとって郷宿とは「金銀并印形等も無心置相預」け、「御用・村用共聊無御差支相勤」るような存在でなければならなかった。

こうした組合村と郷宿の関係は両者が交わす議定書によく現われている。「少々之儀ニ而茂村方御為ニ可相成者及心丈出情取斗可申事」(文一三)、「御役所向不鍛練之御衆中御出勤之節者何角心をそへ、村方御無念無之様取斗可申事」(文一五)、「村々御為ニ相成候儀者少分之儀ニ而茂心之及丈ヶ出精可仕候、且御不為筋可相成儀心付候へ、是又無油断心添可仕事」(天一五)、「御用筋不弁之御衆中御出勤相成候節者格別心ヲ添、村方御不念無之様取斗可申事」(天一八)、何れも村のために精を出して勤めることが強調されている⁽³¹⁾。そして村に不利益をもたらすような勤めがあったときには罷免され、新しい郷宿が選定された。組合村にとって郷宿とは村の利益のために働く、雇用人であったと言えるであろう。組合村が郷宿の選定を行い、それを代官所が任命するという手続きは

村役人と同じであり、その点でも郷宿は代官所が公的に認めた支配機構の一員であった。しかし組合村は必ず郷宿を設置しなければならないというわけではなく、惣代庄屋が郷宿の代わりをする「手賄」という方法があった。たとえば波積組も郷宿原屋条平の罷免騒動のとき手賄いを試みたことがある。このとき波積組は諸物価高騰のため郷宿に「御用」を代行させていたのでは村々が疲弊することを理由に、「私共村々手賄ニ任、村方御用向聊無差支相勤」めることを代官所に申し出た。具体的には「村々多人数罷出逗留いたし候而者難渋之折柄弥増難儀可致候間、跡之儀者惣代引受ニいたし、追々用向有之候節者惣代之ものとも差図次第何時ニ而も罷出可申」と、惣代庄屋が郷宿の仕事をごなすことで、郷宿のような請負人を置くことをやめようとしたのである。ところが実際には郷宿株は村持ちとし、それを一年につき銀一貫匁で専門能力を有する泉屋が請負うという形態がとられた。郷宿に「御用」を任せていることは単に組合村が他者に「御用」を請負わせるだけの経済力を備えたからだけではなく、ひとつに惣代庄屋が直接関わるだけでは処理しきれないほど「御用」が増加していたこと、ふたつに惣代庄屋の能力をこえるような高度な「御用」が展開していたことが背景にあったと考えられる⁽³²⁾。郷宿は代官所だけでなく、農民にとっても必要な存在であった。郷宿の存在を否定できないという状況にあったからこそ、郷宿の位置付けをめぐる次に検討するような罷免騒動が起こるのであった。

惣代庄屋や組合村の「御用」代行能力にばかり注目してきたこれまでの研究は一面的であったと言わざるをえない。

(二) 郷宿罷免騒動

波積組の郷宿は宝曆三(一七五三)年以降三代にわたって泉屋が勤めていたが、文化九(一八一二)年代官所役人の不正に関与したという理由で、泉屋は追放となった³³⁾。泉屋の後は同家の下代であった原屋が引き継ぐが、天保五(一八三四)年郷宿株が誰のものかをめぐって、組合村と郷宿原屋の間で争論が起こった。組合村は組中持ちの郷宿であり、原屋はそれを年季を限って引き請けているにすぎないと主張、これに対して原屋は泉屋から引き継いだ自分持ちの郷宿株であると反論した。組合村側の目的は原屋を罷免することであり、「組村を蔑ニ取斗」う原屋の罷免を強行に主張した。組合村のなかには原屋との金銭貸借関係により、罷免に同意しない者もいたが、代官所は波積組の主張を認め、仮名前が大吉屋健助、居は泉屋正三郎宅を借宅、実務は両者が行うという組中手賄いとなった。

ところが代官所役人はその後も原屋を郷宿にするよう再三組合村に申入れ、波積組がこれを拒否すると代官所は組合村が原屋罷免の訴状を提出したうえで、再度正式に決着をつけようとする。代官所役人の意向は原屋を郷宿に復帰させることであり、訴訟もその方向で進めようとするばかりか、原屋の郷宿就任を強行に反対する波積組には拝借米の貸付けを拒否するとうような圧力までかけた。そこで波積組は江戸へ出訴に及び、天保十四(一八四三)年波積組の要求どおり、郷宿株は組合村持ち、泉屋万四郎引請けの組合村手賄いとすることで決着した。

これが罷免騒動の簡単な経緯である。組合村側の訴状が中心であるという制約はあるが、この騒動で表出された組合村、郷宿、代官所の立場から三者が「御用」やその請負人をどう捉えていたのかということを読みとることが出来る。それぞれの立場をみていこう。

まず組合村から。組合村が原屋を罷免するのは「組村を蔑ニ取斗」うからであったが、具体的には「御用」で出向いたとき長逗留をさせ、余分の出費がかさむこと、議定書で禁止されている他領者の宿をすること、公事訴訟仲裁のときわがままな振る舞いがあることなどであった。しかし騒動の本質はこの時期原屋をはじめ郷宿が自分たちを武士に近い存在として位置付けようとしていたことに対する組合村の反発であった。郷宿が袴の着用を許された身分であると偽りを言ったり、「郷宿者私領大庄屋割元杯之役柄ニ相心得」た取決めを郷宿仲間が結んだことが、組合村にとっては原屋を罷免する本当の理由であった。こうした郷宿の振舞いは郷宿を村の雇用人と考える組合村の認識とは大きく違い、波積組は「宝曆年中御定書ニ者村々不為ニ相成候もの者即刻御取放」であること理由に、原屋の罷免を強行に主張した。

また代官所の再三の圧力にも屈しなかったのは、「宿替之義以後不相成様ニ罷成候義者勿論他組江も相響き候義ニ付、此内郡中一統厚申合も有之、其上宝曆之度御定書ニも相違いたし候」ためであった。郡中がどういう取決めをしていたのかわからないが、波積組の郷宿罷免は単に一組合村の問題ではなく、そこには郷宿とは村の雇用人であるという宝曆三年以降組合村々が培ってきた郷宿の位置付けを守ろうとする姿勢がみ

てとれる。波積組が多額の出費を覚悟のうえで、そして出費費用について組合村内で争いがおきながらも原屋の罷免に固執したのはそのためであつた。

このように「御用」の担い手である郷宿を村の雇用人として位置付けようとする組合村の立場から、農民の意図する「御用」の在り方が如何なるものであつたのか、考えてみたい。もう一度久留島浩の仕事に目を向けよう。⁽³⁴⁾近世中後期幕府は大庄屋に代わる新しい幕領支配の枠組みとして郡中、組合村という中間支配機構を組織し、そこに「御用」を担わせていった。久留島によるとその担い手である郡中惣代・惣代庄屋は「御用」だけでなく、農民の歎願闘争を組織する惣代機能を合わせもっていたため、幕府は「御用」だけを担う中間支配機構を創出しようとするが、結局失敗に終わった。そして「御用」と「惣代用」を合わせもつ郡中惣代・惣代庄屋が担い手となることによって、郡中・組合村は公共性を獲得していった、と評した。これら久留島の仕事は農民が「御用」を武士の側からの一方的な展開としてではなく、農民も積極的に関わり、農民の主張・要求を反映させながら「御用」を実施させようとしていたことを明らかにした。それは上意下達的な「御用」の農民の側からの捉え直しであり、公的に実施される「御用」に農民も関わるることによって公共性を農民の側から創出しようとする動きであつた、と評することができよう。⁽³⁵⁾

農民が中間支配機構を農民の側からの公共性の展開の場として捉えようとすると、彼らが「御用」を請負う郷宿を村の雇用人と位置付け

ることに固執したのは当然であつた。「御用」の担い手を武士の側にした下級官吏ではなく、村の雇用人と位置付けることによって、農民にとって「御用」は自らの意志を反映させながら展開したからである。

次に郷宿の立場について。波積組の訴状によると近年郷宿は「村々厄介筋ニ可相成筈、合力等受候而も格別礼謝ニおよび候筋も無之ものと差心得」ている、賄い代を値上げしても廻状で通達するだけでことはすむと考えているという。また「御陣屋許ニ罷有候御手付・御手代衆御内宅江日々罷出御懇意申上」げていることが、罷免に際して代官所役人が郷宿の肩入れする理由であると考えていたようだ。

これらは波積組側の主張であるが、こうした原屋の振る舞いはこの時期郷宿仲間が交わした仲間議定に裏付けられていた。原屋罷免騒動の最中の天保六（一八三五）年郷宿六軒の仲間は極めて興味深い内容の申合わせを交わしている。⁽³⁶⁾内容は郷宿とは如何なる存在でなければならぬのかという自己認識のための申合わせであり、そこでは郷宿とは「大切之御用相勤、諸人江教諭・異見も致候身分」であるという考えであつた。これは村の雇用人であるという組合村の郷宿認識とは明らかに違い、「郷宿者私領大庄屋割元杯之役柄ニ相心得」ていると、組合村が強行に原屋の罷免を要求する原因となつた。申合わせはかなり長文なので、その内容を史料の表現を用いながら整理することによって、郷宿の自己認識を明らかにしていきたい。

申合わせによると、そもそも「御制事向ハ勿論、都而從御上様被仰出候儀ハ不依何事ニ、実以有難奉恐伏」べきである。郷宿とはそうした御

上の「御威光を戴渡世」する者であり、「広御用ニ携、村役人始小前百姓ニ至迄、愚昧のもの江ハ及教諭」べき身分である。にもかかわらず「自己之名利私欲泥、媚□而已流候而ハ誠実之場ニ難至、其上銘々心得方所行ニ依テハ諸人之嘲笑を受候様之儀出来、其身之恥辱而已ならず、第一御威光を軽メ」ることになるので、「公私之ニツを弁別」せねばならない。すべて郷宿のように「御用相勤候ものハ其身相応ニ御威光之場ハ有之者ニ候得共、兎角情弱ニ而五常を失ひ、或ハ私欲人情ニ片寄、物事弁別不致、事実を失ひ候より、人も作法を乱し身掠候儀ニ而、都而御威光ハ其身ニ不求、其事柄ニ求、事実不相当」がないよう心がけねばならない。

郷宿にはこうした姿勢が必要である。そして郷宿は「於御役所ニ御取締向、悉々ニハ難被為及」という武士の側の事情によって設置されたのであり、「御政道之齟齬不致様、身名之欲を捨て、其事毎ニ御上江申上」、普段は「郷宿共引受組村江厚心添、教諭いたし候上ニも不相用候ハ、其時々御役所江有形申立、御嚴重之御取締を受」けることが肝要である。代官・手付・手代から御用向について「御内咄等承候義有之、縦令口外いたし差支筋無之儀ニ而も堅他言致間敷」ことは勿論、代官所役人の不正を聞いても、世間に口外するようなことはあってはならない。

このように心がけ、「御用」を勤めていれば郷宿が「其身之職分を賤しめ嫌」うようなことはない。

これが仲間議定の要約であるが、領主権力を権威づけ、その権威を利用、依存することによって自らの立場を明確にし、武士の側に立って

「御用」を勤めようとする郷宿の姿勢がありあと記されている⁽³⁷⁾。また「御用」に関わるものは公私を分別し、公正で私利私害に左右されるべきではないという認識さえ示されている。村の雇用人などではなく、武士の側にたち、その下級官吏ニ治者として自己を位置付けることによって、「御用」の責任ある遂行者として振る舞おうとする、これが原屋をはじめ郷宿たちの志向する郷宿のあるべき姿であった。村の利益を「御用」に反映するための雇用人として位置付けようとする組合村とは正反対ともいえる郷宿の自己認識が読み取れよう。

しかしこうした郷宿の自己認識は、組合村から賃銀を受取り、それを家業としている近世社会では到底貫徹できるものではなかった。いくら武士の側に立って、「公私之ニツを弁別」し、公正な立場で「御用」を勤めようとしても、組合村という特定地域と「御用」の独占契約を結び、そこから得る賃銀によってしか家業としては成り立たないという仕組みがある限りは、郷宿の立場を押し通すことは不可能であった。郷宿が「其身之職分を賤しめ嫌」ってしまうような事態、申合わせで求められた郷宿の姿勢とは全く逆の行為をしなければ家業として成り立たないところに、近世社会における「御用」請負人の本質があった。

意識的には「御用」に関わる権威ある身分だという武士の側に立とうとしながら、実際の行動は組合村に制約され、村の立場を反映せざるをえない。結局近世において郷宿はこの二側面を有し、その曖昧な立場を払拭できないまま「御用」に関わっていくことになった⁽³⁸⁾。

最後に代官所、いわゆる武士の立場をみてみよう。武士も「御用」を

単独で処理、遂行する能力を欠いていたため、「御用」請負人を活用しながら、「御用」を遂行していった。代官所の立場は村の訴状によってのみしか知り得ないが、自らがおす原屋の郷宿就任に執着することによって、組合村が主張する郷宿選定権の否定を目指していたと言えよう。それは郷宿を村の雇用人などではなく、下級官吏として位置付け、彼らを武士の「御用」の忠実な体现者と位置付けることによって、武士の側からの上意下達的な「御用」とそれを遂行するための中間支配機構の創出を企図していたと考えられる。

以上、組合村、郷宿、武士、それぞれの立場をみてきた。郷宿を村の雇用人として位置付けることによって、「御用」を農民の側からの公共性の拡大・発展として展開しようとする組合村、郷宿を下級官吏とすることによって、武士の側からの上意下達的な「御用」を展開しようとする武士、意識的には武士に近いものを志向しながら、それが家業となっているため村の利害を無視できず、その行動を制約されてしまう郷宿、近世中後期の「御用」はこうした三者の葛藤のなかで展開していたのである。

おわりに

「御用」の請負人については近世史研究が全くといって良いほど目を向けてこなかった。⁽³⁹⁾近年その重要性が認識されるようにはなりつつあるが、いまだこれを近世史全体を解く問題にまで広げようとする姿勢は弱

い。大坂町奉行所の「支配国」支配、「支配国」内に領知をもつ御三卿・大名の飛び地領支配、また実態は不明ながら個別藩領でも請負人の存在が確認できる。また幕領では上方八ヶ国に加えて、甲州、備中、そして本稿で検討したように石見と全国に及んでいる。これに江戸の旅宿、非人の新町宿といった事例を加えると、「御用」の請負人は中後期の近世社会に広く存在していた人々として問題の一般化ができよう。⁽⁴⁰⁾そこで、おわりにでは本稿で明らかにした石見国郷宿の事例を整理しながら、これまでの成果を加味して、「御用」請負人を生み出した中後期の近世国家・社会について考えていきたいが、その前に私がどういう段階での「御用」請負人を問題にしようとしているのか、述べておきたい。

「御用」請負人自体はたしかに十七世紀中ごろには確認できる。石見国幕領でも享保年間にはいたようだ。ただそれは宿屋、飛脚屋、あるいは土木業といった家業の副業であり、「御用」を勤めることが家業の中心であるには至らなかった。家業としての成立を裏証することは難しいが、「御用」請負人の成立を村（農民）との間で取り結ばれている社会・人間関係からみると、「御用」の請負いが継続していること、その請負いの費用が村によって賄われていること、「御用」という仕事に対して恒常的に給銀・賃銀を受取っていることが大切である。機能だけに注目すると、こうした関係が成立していなくても触・廻状を通過し、そのことに心付けや小遣い程度を受取っていることはあろう。しかし機能だけに注目して、その機能を果たすために取り結ばれている社会・人間関係を考慮しないまま、同列に論じることが事の本質を見誤ることになろう。⁽⁴¹⁾

また「御用」請負人は「御用」をこなせるだけの専門能力を身につけ、「御用」で出向いた者が宿泊できる宿であることが必要であった。専門能力の習得者が様々な前史を持つことは興味深いことではあるが、行政・裁判という「御用」の性格に注目して請負人を評価するのであれば、「御用」請負人と国役のような土木の請負いでは仕事の質は違出し、両者を同列に論じることには反対である。⁽⁴²⁾ 機能論だけではなく、本稿で検討したような武士、農民、請負人三者の社会・人間関係から「御用」請負人の近世社会における存在形態を評価するのであれば、請負人は近世中後期に登場する時代的な産物として位置付けていくことが必要だと思う。

さて近世という時代に日本の社会の確立を求めた水林彪は、近世とは人々が中間団体に強く組み込まれ、その中間団体が緊密に統合して国家秩序がつくられており、その結果国家の統治活動が大幅に町・村といった中間団体に委譲されていると論じた。⁽⁴³⁾ これは近世国家を請負体制とみる視点を開拓したが、⁽⁴⁴⁾ 「御用」請負人はこうした近世国家の統治システムが生んだという点で紛れもなく、近世社会の産物であったといえる。

請負人の登場過程は依然不明のままであるが、幕領では全国的に活用されていること、彼らの具体的な活動が知れるのが十八世紀になってからであることなどを考えたとき、「御用」請負人は幕領では支配機構改革と密接な関わりをもって登場してきたと判断することは決定的外れなことではなからう。十七世紀後半から十八世紀初頭にかけて実施された幕領の支配機構改革については様々な評価があるが、その主たる目的

は兵農分離の徹底にあり、それは武士を在地社会から切り離すことによって、在地との直接的な利害関係から離れた官僚として成長させることにあった。「御用」はこうした支配機構の整備のうえに展開していくが、在地社会との接触を完全に断って「御用」を遂行することは人員的にも困難であり、そこに武士ではない「御用」の請負人が活用される理由があった。郷宿が仲間議定のなかで「於御役所ニ御取締向、悉々ニハ難被為及」ため自分たちが必要とされていると記しているように、広範な「御用」の展開が求められるなか、「御用」請負人を下級官吏として活用することによって武士は「御用」を実施するための政策立案に専心することができた。武士がこうした役割分担を進めていったため、近世中後期には限られた武士身分のなかで広範な「御用」が展開していったのである。武士の側の積極的な支配機構改革や武士身分官僚制の新しい展開をみないまま、農民の側からだけで中間支配機構を評価することは一面的であり、「御用」請負人の登場を武士にとっての積極的な役割から評価する必要がある。⁽⁴⁵⁾ 中後期、武士は中間団体を統合した国家秩序の構築を積極的に進めるが、そのためには村社会に規定され、農民の惣代を勤めるような村役人以外の人物に「御用」を担わせる必要があった。そこに「御用」請負人が、武士の側から活用される理由があった。

では「御用」請負人は武士の意図するように展開していったのであるか。武士が支配機構改革を行い、武士主導のもと上意下達的に「御用」を進めていくには請負人が武士の実施する「御用」の忠実な代行者である必要があった。また彼らも武士同様、私的な利害関係に左右されない

ことが望まれた。しかし請負人が武士からではなく、農民からの費用支出によって雇用されていたこと、「御用」に関わることを家業としていたことなどによって、彼らは農民の利害を「御用」に反映する農民の雇用人としての性格を強めていくことになった。農民にとっての「御用」請負人の意義を考えてみよう。

中後期になると農民は「御用」を請けるための自治組織を整備し、「御用」に積極的に関わることによって、自らの要求・主張を組み込んだ「御用」を武士に展開させようとした。そのためには村役人が農民の惣代として武士に様々な政治的要求を行い「御用」の実務も担っていく必要があったが、村役人だけで惣代機能と「御用」の実務をこなすことは困難であった。そこで「御用」請負人を活用していくことになったが、農民の主導のもと「御用」を展開させるには「御用」の実務を担う請負人は下級官吏ではなく、農民の側に立つ雇用人と位置付ける必要があった。そのため農民は自分たちが請負人の費用支出していることを理由に、請負人を農民の側に取り込もうとしたのである。そして武士が独占的に行う「御用」の領域に自らも積極的に関わろうとする農民の動向は、上意下達的に「御用」を展開しようとする武士身分の志向とは相反するものであった。

「御用」を武士主導のもと上意下達的に展開しようとする武士と、「御用」を自らも参画しながら支えようとする農民、この志向の違いが請負人の位置付けを異ならせることになった。武士からは下級官吏、農民からは雇用人、と活用する両者から相反する位置付けをうけることになっ

た「御用」請負人は、武士に近い意識をもち、治者として振る舞おうとしながら、実際にはその存在基盤のため農民の雇用人として行動せざるをえなかった。近世中後期の支配構造を武士と農民だけで描くことは間違いであり、こうした「御用」請負人の役割を見極める必要がある。そうすることによって近世中後期武士と農民の志向した国家像の違い、請負人を必要とせざるをえない惣代庄屋的自治の性格と限界を明らかにすることができるとはならないだろうか。

本稿で検討したような「御用」請負人は近代国家では否定され姿を消しており、彼らは近世的な公権力のもとでしか存在できなかった。⁽⁴⁸⁾しかし近世中後期の「御用」を担った武士実務層と村役人、そして両者の間に介在した請負人、この三者が創出した政治社会秩序は近世だけでなく、近代国家の地方自治制改革や日本における公共性の成立を考えるうえで、様々な問題を投げ掛けてくれる。ここで全面的に論じる能力を欠くが、手がかりになる点を記し、本稿を終えたい。

「御用」の請負人という公職の担い手が特定地域と結びつき、かつ農民との間で私的な利害関係を発生させていたことは、本来公的に実施される筈の「御用」に特定地域、農民の私的利害が反映されるということでもあった。具体的な実証は今後の課題であるが、近代国家が地方自治制改革のなかで、町村から形成される地域社会秩序が、国家統治の正当性に上昇転化する方向を切断したのは、⁽⁴⁹⁾行政・裁判という「御用」の担い手がこうした性格を有していたことと密接に関わっているように思える。地域社会秩序を国家統治の正当性にも上昇転化させる方向は近世農民

が中間支配機構を自らの側に取り込み、「御用」に関わることによってなし得た近世社会の到達点であったが、それには「御用」請負人の成立が必要であった。公的である筈の「御用」の担い手が、このようなかたちで近世社会に成立して行くことも民衆的行政能力の歴史的蓄積過程の限界として評価することが大切だと思ふ。さらに「御用」という行政・司法の専門職を農民が雇用人と認識したことや武士実務層、村役人、請負人三者の間で醸成されていった政治社会秩序は近代国家の行政、さらには現代日本社会にまで影響を与えているように思える。⁽⁵⁾

近代国家が実施する地方自治制の改革はこうした近世社会における「御用」請負人の登場とそのことよって形成されていった「御用」認識を抜きには考えられないのではなからうか。また農民の側からの雇用という形態で公職の担い手が登場して行くことは、日本における身分制国家から近代国家への移行を考える素材になりうると考えている。

註

- (1) 「御用」の理解は、塚田孝「訴訟と公事宿」(『週間朝日百科』文献史料を読む・近世、朝日新聞社、一九八九年)に学んだ。
- (2) 「請」という語が持つ歴史的な意味を考える必要がある。
- (3) 水本邦彦『近世の村社会と国家』(東京大学出版会、一九八七年)。
- (4) 藪田貫『国訴と百姓一揆の研究』(校倉書房、一九九二年)。藪田の仕事は近代史の側から位置付けたのは、奥村弘「近代国家形成期における地域社会把握の方法について」(『日本史研究』三三六、一九八九年)。
- (5) 水本の仕事は村のもつ自律的機能の側面を発見したことばかり評価されている感があるが、村が国家に要求・依存する側面をもっていたという

氏の指摘も受けとめ、批判的に継承することが大切である。また横田冬彦「近世村落における法と掟」(『文化学年報』5、一九八六年)も、村における行政と自治の関係を論じた仕事として、注目される。八〇年代の豊富な村落自治論の仕事を発展させるには、民衆の自律的政治社会の成熟を評価するだけでなく、こうした国家への要求・依存、行政といった問題に取り組むが必要だと考える。

- (6) 久留島浩「直轄県における組合村―惣代庄屋制について」(『歴史学研究』一九八二年度大会報告特集号、以下、久留島論文Aと表記)、同「近世後期の『地域社会』の歴史的な性格について」(『歴史評論』四九九、一九九一年、以下、久留島論文Bと表記)。
- (7) 中間支配機構における請負人の位置付けについては、藪田貫氏から多くのご教示をえた。
- (8) 塚田孝「弾左衛門支配と新町宿」(『史学雑誌』92―7、一九八三年)が支配の代行という観点に最初に取り組んだ仕事であり、その見解は註(1)の論稿で発展させられている。その後、村田路人「用聞の諸機能と近世的支配の特質」(『京都橘女子大学研究紀要』一七、一九九〇年)、同「役の実現機構と夫頭・用聞の役割」(『日本史研究』三四九、一九九一年)、同「奉行所用達の諸機能について」(『花園史学』二一、一九九一年)、大田正美「尼崎藩の用達・小橋屋長兵衛」(『地域史研究』二〇―二、一九九一年)、保谷奈緒美「江戸の宿仲間間の基礎的研究」(『論集きんせい』13、一九九一年)が発表された。
- (9) 拙稿「大坂町奉行所と用達」(『日本史研究』三四九、一九九一年、以下、拙稿Aと表記)、同「上方八ヶ国幕領支配について」(有坂隆道先生古稀記念『日本文化史論集』、同朋社出版、一九九一年、以下、拙稿Bと表記)、同「近世村落の展開と支配構造」(『日本史研究』三五五、一九九二年、以下、拙稿Cと表記)。
- (10) 拙稿に対する批判は、『日本史研究』三五五の「討論と反省」、貝塚和実「岩城報告批判」(『日本史研究』三五七、一九九二年)。

- (11) 大森代官所の幕領支配については、『新修島根県史』通史編一、『江津市史』上、で触れられている。
- (12) 郷宿については『江津市史』上、にも触れられているが、『仁万町誌』、『邑智町誌』上(原宏執筆部分)、原宏「天領の郷宿」(『季刊文化財』二二)、同「石見銀山御料の大森町郷宿と郷宿田儀屋文書について」(『島根県文化財調査報告』9、一九七四年)が詳しい。
- (13) 国立歴史民俗博物館所蔵石見国遼摩郡福光下村福富家文書。同文書については、塚本字によって詳細な目録が作成されており(国立歴史民俗博物館蔵資料目録一『石見国遼摩郡福光下村福富家文書目録』)、文書の性格及び当該地域の概要については同日録の解題に詳しい。
- (14) 久留島論文A。
- (15) 久留島浩「幕領における郡中入用と組合村入用について」(尾藤正英先生還暦記念会編『日本近世史論叢』下、吉川弘文館、一九八四年)、久留島論文B。
- (16) 久留島論文A。
- (17) この時期の幕府代官所の機構改革については、辻達也『享保改革の研究』(創文社、一九六三年)、朝尾直弘『近世封建社会の基礎構造』(御茶の水書房、一九六七年)、森杉夫「代官所機構の改革をめぐって」(『大阪府立大学紀要』13、一九六五年)。
- (18) 「御用」請負人と代官所機構改革の関連については、拙稿Cで推測してみた。
- (19) 原宏は、享保九(一七二四)年宿屋惣代六軒が置かれ、これを郷宿制度の始まりとしているが(原前掲論文)、以後の変遷、郷宿・町宿との関係は不明である。
- (20) 一組合村の「御用」に限っても家業が成り立つほど、「御用」が増加していたことがその背景にあったことも見逃せない。
- (21) 公事宿が得意先に、書類の雛型を一書にまとめたものを配布していることがある(滝川政次郎『二条陣屋・公事宿の研究』、早稲田大学比較法研究所、一九六二年)。
- (22) 郷宿の機能については、生家が備中幕領の郷宿を勤めていた山川均の自伝からも窺い知ることができる(山川菊栄・向坂逸郎編『山川均自伝』、岩波書店、一九六一年、久留島浩氏のご教示による)。
- (23) 拙稿A、B、C。請負人と村の間で勤め向に関する議定書が交わされていることが請負人の位置付けを考えるうえではとりわけ重要である。請負人と村の間で議定書が交わされるようになった時期、またその内容の変遷については稿を改めて論じたいが議定書に注目しないで、請負人の様々な機能を列挙しても、請負人の性格を見極めることはできないと思う。
- (24) 註(7)保谷論文が、請負人の経営状況について論じている。
- (25) 給銀については、註(8)保谷論文の他、註(8)村田「奉行所用達の諸機能について」が請負人の無心とあわせて検討している点で興味深い。恒常的な給銀が発生している段階とそれ以前では請負人の位置付けは違い、拙稿Cでは用達料の成立を国役改正との関わりから論じてみたが、機能からだけではなく、請負人と村の間の社会・人間関係の変化を追求することが大切であろう。ただ請負人の収入は給銀だけではなく、「御用」のたびに支払われる賃銀があり、そのことを考慮せずして、請負人の経営実態を論じることは一面的である。
- (26) 拙稿A。
- (27) 註(8)保谷論文。また議定書にも「御用」に際しての心付けに関する取決めがある(天一一九)。
- (28) 註(8)村田「役の実現機構と夫頭・用聞の役割」。
- (29) 請負人の金融活動については、註(21)滝川本が、公事宿が金融業を経営活動の中心においていたことを明らかにしている。石見国の郷宿のなにも広範に金融活動を行っていた者がいる可能性はある。
- (30) 「御用」の請負人が村ではなく、都市に発生することは都市の役割、都市と農村の関係を考えるうえで大変重要な問題であろう。その点で商人の存在を不可欠とした幕藩制国家の支配という村田の指摘は正鵠を得ている

と思う。しかしその意図がどういう点にあるのかはいまひとつ明快でないし、もし請負人を商人一般で論じてしまうのであれば反対である。請負人は行政・裁判といった「御用」を代行していることこそが注目されるのであり、他の商人とは同一には論じられない。また町代との類似点が、請負人を考える手がかりになる。

(31) 用達の議定書のなかにも必ずといってよいほどみられる条項である。このことは請負人と村(農民)の間で議定書が交わされるといふことの意味や、両者の関係を段階的に把握するうえで見逃せない。

(32) 郷宿から村への支払い請求帳簿をみると、「御用」のなかでも書類の作成のような単純な「御用」は、郷宿から下請けに出されている可能性がある。

(33) 代官所役人と請負人の密接なつながりを示す一例であろう。

(34) 久留島論文A、B。

(35) 久留島の仕事は、藪田貫の提示した近世後期地域社会の第一類型(藪田『国訴と百姓一揆の研究』)の評価という点で重大な研究方向が示されていることに注目すべきである。

(36) 註(12)原論文に全文が掲載されている。

(37) 「御用」に携わるものが治者の末端に位置しようとする志向は、近世社会で広くみられる(久留島論文B)。

(38) 「御用」請負人の罷免はたびたび起きており、近世社会において請負人は遂に農民の側に完全に取込まれなかった。また武士の側に立脚することもなかった。請負人は状況に応じて、武士と農民両者の立場を使い分けていたと考えられる。そうした性格の請負人が両者の間で巧みに立ち廻ることによって近世社会は維持されていたのであろう。

(39) そもそも「御用」ということ自体に目を向けてこなかった。これは近世史研究が国家論を展開しながら正面から取り組んでこなかった点であり、近世史研究の大きな弱点である。

(40) 註(8)の諸論文。

(41) 請負人が全く研究対象にならなかったことを考えると、とりあえずその機能を明らかにすることに力を注いだことは当然であった。明らかにされた請負人の様々な機能をふまえたうえで、近世社会における請負人の位置付けを行わねばならない。

(42) 村田は畿内の請負人が土木業を営んでいたことを請負人の多様な機能のひとつとして論じているが(同註(8)論文)、土木の請負いと「御用」の請負いを同一レベルで論じてしまうと、「御用」請負人の本質を見誤ることになる。これは請負人を商人一般論に解消し、商人の存在を不可欠とした幕藩制国家の支配という氏の見解のもつ問題点とも関わってくる。もし土木業者と「御用」請負人に連関を求めるのであれば、土木業者が如何に「御用」代行能力を身につけていったのかを問題にすべきだと思う。

(43) 水林彪『封建制の再編と日本の社会の確立』(山川出版社、一九八七年)。

(44) 藪田貫「近世社会の日本の性格と家」『新しい歴史学のために』二〇三、一九九一年。

(45) 羽賀祥二「領知権の解体と『民政』」『日本史研究』二八九、一九八六年)は、武士の行う民政の成立を論じており貴重な仕事である。

(46) 註(4)藪田本。久留島論文A、B。

(47) 拙稿C。

(48) 請負人の展開は、利害集団の複層から近世社会を捉えようとする塚田孝が明らかにした事実と極めて似通っている(『下層民の世界』、『日本の近世』7、中央公論社、一九九二年)。公職が私的利害集団によって担われることによって、公に私的な利害が入り込んでくるという本稿の論点も、塚田の仕事に多くを学んだ。この塚田の仕事は大変興味深い、非人・家守などと「御用」の請負人は事実の類似性は認められるものの同一に論じてよいのか、私的利害集団が近世社会でどういう矛盾を引き起こすのか、その矛盾が当該期の社会や次に登場してくる国家・社会に及ぼす影響は同一レベルで論じてよいのか等々、多くの課題があると思う。しかしこうした塚田の仕事によって「御用」の請負人は、確実に近世史全体の研究組上

にのぼってきたといえよう。

(49) 奥村弘「近代日本形成期の地域構造」(『日本史研究』二九五、一九八七年)。

(50) 久留島論文B。

(51) この三者の間では「御用」を円滑に進めるため、音信贈答・接待・その下は当然の慣行のように行われていた。たとえば公事訴訟の必要経費をみると、担当役人への贈答・接待・その下や惣代として出勤した村役人の遊興費は相当な金額に及んでいる。こうした経費は華美な音信贈答や不正を厳しく禁止する武士の論理とは相反するものであるし、村役人以外の農民からも糾弾されるべきものであった。中後期近世社会には上層武士、一般農民、そして「御用」の実務にあたる武士、村役人、請負人、この三グループの間でそれぞれ異なる公共性や政治社会秩序が形成・追求されていたのではないだろうか。こうした点については別稿を考えている。

(国立歴史民俗博物館歴史研究部)

Purveyors for “*Goyō*” and Modern Society

IWAKI Takuji

In recent years, the author has discussed the nature of the Modern state and society, which required purveyors, from the standpoint that the rule of farmers in the Modern Age was based on three groups; warriors, farmers, and purveyors for official business, “*goyō*”. However, there still remain many problems to be solved. In this paper, the author attempts to give a full and detailed description of purveyors by clarifying the relationship between warriors, farmers and purveyors, as regards the real state of business management by purveyors, and their ranking. Materials for research were taken from a country inn that served as the magistrate’s office at Ōmori, Iwami Province, a demesne of the shōgunate.

Chapter 1 overviews the role of *Gunchū Sōdai* and *Sōdai Shōya*, which were located in the middle ruling organization of the magistrate’s office. Chapter 2 deals with the period in which purveyors for “*goyō*” appeared in the control of the shōgunate’s demesne, and the role played by them. Chapter 3 and following chapters contain the main part of discussion in this paper.

Due to the insufficiency of materials, research on purveyors so far has been centered around their functions, and there has been almost no discussion of the purveyors’ family occupation in detail. To tackle this problem, Chapter 3 examines the breakdown and the income of the country inn, studies how it was used, and makes it clear that the income was composed of charges for board, interest, and charges for labor; and that the inn was often used for private purposes. Based on this examination, the author argues that the purveyor was of necessity an inn, and easily swayed by private interests.

Chapter 4 makes clear the standpoints of warriors, farmers, and the country inn; warriors thought that purveyors were minor officials involved in official business; farmers regarded them as employees; and the country inn while in fact being obliged to act as an employee of farmers, consciously regarded itself as a minor official = ruler. The author further give his opinion that the different standpoints of warriors and farmers reflected their differing concepts of “official business (*goyō*)” itself; and the differing concepts of the “state” or “public interests” for which they aimed.

In conclusion, the author showed that the perception of public officials in modern society, and local society and the community that was formed through the appearance of the purveyor, may be closely related to the problem of the reformation of the local autonomy system by the Meiji Government.